

国立成育医療研究センター

医療連携医登録制度について

国立成育医療研究センターは、地域の先生方との相互連携をより一層強化し、患者さんにとって適切で切れ目のない医療・保健サービスを提供することを目的として、2018年より「医療連携登録医」制度を設けております。

当院は、新生児・小児医療、周産期医療の専門病院として、地域の先生方からのご紹介をいただいて初めて成り立つ病院です。また、当院での治療後には、患者さんが安心して地域での療養を継続できるよう、かかりつけの先生方のご協力が必要不可欠です。現在、当院では逆紹介率のさらなる向上に努めております。

妊娠・出産に関する医療・保健提供においては、母子のこころと身体の健康を守るためにも地域の先生方との連携が欠かせません。加えて、「医療的ケア児」の在宅医療では、地域の先生方のご理解とご協力なくしては前に進むことが不可能となっております。そのためには、成人移行を含めた長期的な視点も含めながら密な連携を図り、「医療的ケア児」の在宅医療を推進していく必要があります。

また、「女性の健康総合センター」は、地域の先生方と連携し、女性のライフステージに応じた健康課題に対応しています。思春期、妊娠・出産、更年期、老年期など各時期における健康管理や、女性特有の疾患に対する専門的な診療を通じて、地域全体で女性の健康を支え、患者さんが安心して医療・保健を受けられる環境を整えてまいります。

患者さんにとって継続性のある最善の医療を提供するため、先生方との医療連携体制を確立したいと願っております。本制度の趣旨をご理解いただき、「医療連携登録医」へのご登録を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

特典

1. 「国立成育医療研究センター医療連携医」の呼称をご利用いただけます。
2. 「医療連携医登録証」及び「医療連携医カード」をお渡しいたします。
3. 地域の先生を対象とした講演会、研修会の開催案内をお送りいたします。
4. 当院のホームページ及び救急センター、患者相談窓口にて「国立成育医療研究センター連携医療機関」として貴院をご紹介させていただきます。
5. 医療機器（MRI、CT）の共同利用が行えるとともに、放射線診断専門医による画像読影結果をお送りいたします。
6. 当院の図書館をご利用いただけます。
7. 当院の電子案内板に広告を掲載いたします。

登録までの流れ

1. 「国立成育医療研究センター 医療連携医登録申請書」に必要事項をご記入いただき、「個人情報保護に関する誓約書」とともに郵送にて医療連携室までお送りください。
2. 登録手続き完了後、「医療連携医登録証」及び「医療連携医カード」をお送りいたします。
3. 登録医に有効期間を設けており、有効期限は登録日から、令和 11 年 3 月 31 日までとします。登録辞退のお申し出がない限り、令和 11 年に継続の意思を確認させていただきます。